

- 二 公述者の範囲
 - 1 漁業権者
 - 2 入漁権者
 - 3 漁業権漁業の経営者
 - 4 漁業協同組合関係者
 - 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等
 - 1 階上町役場
 - 2 八戸市庁
 - 3 おいらせ町役場
 - 4 三沢市役所
 - 5 六ヶ所村役場
 - 6 東通村役場
 - 7 むつ市役所
 - 8 風間浦村役場
 - 9 大間町役場
 - 10 佐井村役場

免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

号(同)、同東特区第二十二号(同)、同東特区第二十三号(むつ市大畑町上野地先)、同東特区第二十四号(むつ市大畑町二枚橋地先)、同東特区第二十五号(同)、同東特区第二十六号(むつ市大畑町鷹ノ巣地先)、同東特区第二十七号(むつ市大畑町木野部地先)、同東特区第二十八号(同)、同東特区第二十九号(下北郡風間浦村大字易国間地先)、同東特区第三十号(下北郡風間浦村大字蛇浦地先)、同東特区第三十一号(下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先)、同東特区第三十二号(下北郡佐井村大字佐井字原田字古佐井及び字黒岩地先)、同東特区第三十三号(下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先)、同東特区第三十四号(下北郡佐井村大字長後字牛滝地先)、同東特区第三十五号(同)

- 11 階上漁業協同組合
- 12 八戸市南浜漁業協同組合
- 13 八戸鮫浦漁業協同組合
- 14 八戸みなと漁業協同組合
- 15 市川漁業協同組合
- 16 百石町漁業協同組合
- 17 三沢市漁業協同組合
- 18 六ヶ所村漁業協同組合
- 19 六ヶ所村海水漁業協同組合
- 20 泊漁業協同組合
- 21 白糠漁業協同組合
- 22 小田野沢漁業協同組合
- 23 猿ヶ森漁業協同組合
- 24 尻労漁業協同組合
- 25 尻屋漁業協同組合
- 26 岩屋漁業協同組合
- 27 野牛漁業協同組合
- 28 石持漁業協同組合
- 29 関根浜漁業協同組合
- 30 大畑町漁業協同組合
- 31 下風呂漁業協同組合
- 32 易国間漁業協同組合
- 33 蛇浦漁業協同組合
- 34 大間漁業協同組合
- 35 奥戸漁業協同組合
- 36 佐井村漁業協同組合
- 37 青森県漁業協同組合連合会
- 38 三八地域農林局地域農林水産部八戸水産事務所
- 39 下北地域農林局地域農林水産部むつ水産事務所
- 40 青森県海区漁業調整委員会事務局

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替え（陸奥湾を除く。）に伴つ免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十年二月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成二十年二月二十八日 午後一時三十分	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二四六の三 西北地域農林局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所会議室	一 定置漁業 公示番号西定第一号（西津軽郡深浦町大字大間越地先（通称中の洞漁場））、同西定第二号（西津軽郡深浦町大字松神地先）、同西定第三号（西津軽郡深浦町大字沢地先（通称沢辺漁場））、同西定第四号（同（通称沢辺漁場））、同西定第五号（西津軽郡深浦町大字船作地先（通称樺山漁場））、同西定第六号（西津軽郡深浦町大字月屋地先（通称黄金崎漁場））、同西定第七号（西津軽郡深浦町大字横磯地先（通称大洞漁場））、同西定第八号（西津軽郡深浦町大字深浦地先（通称入前漁場））、同西定第九号（同（通称行合漁場））、同西定第十号（西津軽郡深浦町大字追良瀬地先（通称追良瀬漁場））、同西定第十一号（西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先（通称籠島漁場））、同西定第十二号（西津軽郡深浦町大字柳田地先（通称江沢漁場）） 二 区画漁業 公示番号西特区第一号（西津軽郡深浦町大字大間越字算地先）、西特区第二号（西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川地先）、西特区第三号（西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川地先）、西特区第四号（西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川地先）、西特区第五号

二 公述者の範囲

- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者

三 免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

- 1 深浦町役場
- 2 鰺ヶ沢町役場
- 3 つがる市役所
- 4 五所川原市役所
- 5 中泊町役場
- 6 大間越漁業協同組合
- 7 深浦漁業協同組合
- 8 風合瀬漁業協同組合
- 9 新深浦町漁業協同組合
- 10 赤石水産漁業協同組合
- 11 鰺ヶ沢漁業協同組合
- 12 車力漁業協同組合
- 13 十三漁業協同組合
- 14 脇元漁業協同組合
- 15 下前漁業協同組合
- 16 小泊漁業協同組合
- 17 青森県漁業協同組合連合会
- 18 西北地域農林局地域農林水産部鰺ヶ沢水産事務所
- 19 青森県海区漁業調整委員会事務局

（西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先）、西特区第六号（つがる市富泡町地先）、西特区第七号（北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先）

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年二月十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、百八十キロワット以下とする。

なお、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であつても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年二月十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

一 操業の承認

次の区域及び期間において、するめいかを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ

操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業（以下「餌料用いかつり漁業」という。）については、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以西の海域に限る。

2 期間 平成二十年六月一日から平成二十一年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに「平成二十年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象漁業及び対象者

この漁業の承認の対象漁業及び対象者は次のとおりとする。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 餌料用いかつり漁業の場合

佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者並びに委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

（二）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（三）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（四）むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

（五）承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

2 餌料用いかつり漁業の場合

（一）漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

（二）手釣り、竿釣り以外の漁法をもって営んではならない。

（三）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（四）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

(五) むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

(六) 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

(七) 委員会の承認を要しない一トン未満(昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合)以下、「旧トンの場合」という。(一)は一・五トン未満)の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあつては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するにあつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合(八戸港にあつては八戸いか釣漁業協議会)を経由して委員会に届けなければならない。

六 適用除外

餌料用いかつり漁業を営むとする一トン未満船(旧トンの場合は一・五トン未満船)については、一に定める承認の適用から除外する。

(指示の有効期間)

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

平成二十年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局(青森県青森市長島一丁目一)の青森県庁内に提出すること。このとき、餌料用いかつり漁業として承認申請する者は、申請書備考欄に「餌料用」と明記すること。

2 青森県内に住所を有する者(以下「県内者」という。)に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者(以下「県外者」という。)に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請にあつては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。

また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届(共同経営の場合に限る。)も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十年四月二十一日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。ただし、餌料用いかつり漁業については、承認証中の制限又は条件に「いかつり漁業は自家用餌料用に限る。」の条件を付する。

また、県外者については、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合(八戸港にあつては八戸いか釣漁業協議会)を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。ただし、餌料用いかつり漁業に係る標識は、第五号様式とする。

五 承認証の書換え

書換え交付の申請書は、第六号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

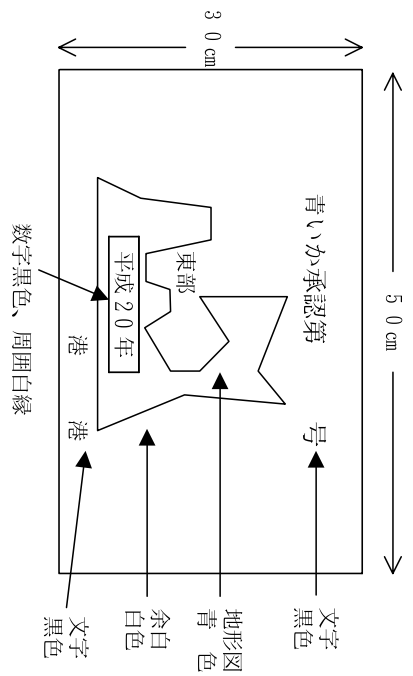
承認証を亡失し、又はき損したときは、第七号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第3号様式

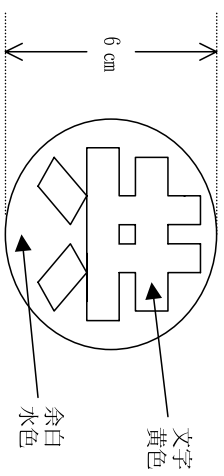
いかつり漁業操業承認証	
住 所 氏名又は名称	
承認番号	青東海調認いかつり第 号
操業区域	青森県東部海区管内沖合海域
操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根拠地港	主 港 従 港
船 名	船 名
	漁船登録番号
	総トン数
制限又は条件	・むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
平成 年 月 日	
青森県東部海区漁業調整委員長 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第4号様式

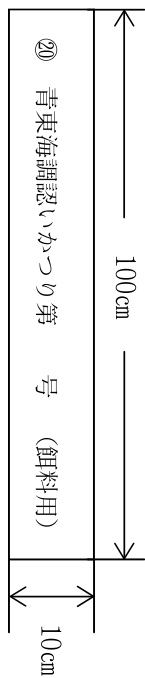


(第4号様式の付帯マーク)



注 西部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「西部」の右に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第6号様式

いかつり漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

㊦

いかつり漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第7号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

㊦

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年二月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、百八十キロワット以下とする。

なお、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県西部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年二月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の承認

次の区域及び期間において、するめいかを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、

青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

1 区域 青森県西部海区海域

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業（以下「餌料用いかつり漁業」という。）については、むつ湾を除く海域に限る。

2 期間 平成二十年六月一日から平成二十一年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに「平成二十年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象漁業及び対象者

この漁業の承認の対象漁業及び対象者は次のとおりとする。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 餌料用いかつり漁業の場合

外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町及び深浦町に居住する者並びに委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

（二）操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（三）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（四）めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

（五）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

2 餌料用いかつり漁業の場合

（一）漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

（二）いかつり機の台数は、四台以下とする。

ただし、青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点

とを結んだ線（以下「竜飛白神線」という。）（以東においては、これを使用し
てはならない。

（三）操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（四）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（五）めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メー
トル以上離れて操業しなければならない。

（六）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交
付を受けること。

（七）委員会の承認を要しない一トン未満（昭和五十七年七月十八日以前に建造又
は漁船登録された場合）（以下、「旧トンの場合」という。）は一・五トン未満
の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区
に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあつ
ては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に
寄港するにあつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡
体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在
する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 適用除外

竜飛白神線以東の海域において餌料用いかつり漁業を営もうとする一トン未満船
（旧トンの場合は一・五トン未満船）については、一に定める承認の適用から除外
する。

（指示の有効期間）

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

平成二十年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局（青森県青森
市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。このとき、餌料用いかつり漁
業として承認申請する者は、申請書備考欄に「餌料用」と明記すること。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その
者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめ

の上提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、そ
の者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまと
めの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請にあつては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。

また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に
限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十年四月二十一日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取り
まとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した
都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根
拠地港において交付する。ただし、餌料用いかつり漁業については、承認証中の制
限又は条件に「いかつり漁業は自家用餌料用に限る。」の条件を付する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交
付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業
協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとす
る。ただし、餌料用いかつり漁業に係る標識は、第五号様式とする。

五 承認証の書換え

書換え交付の申請書は、第六号様式によるほか、その手続きについては一から三
までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

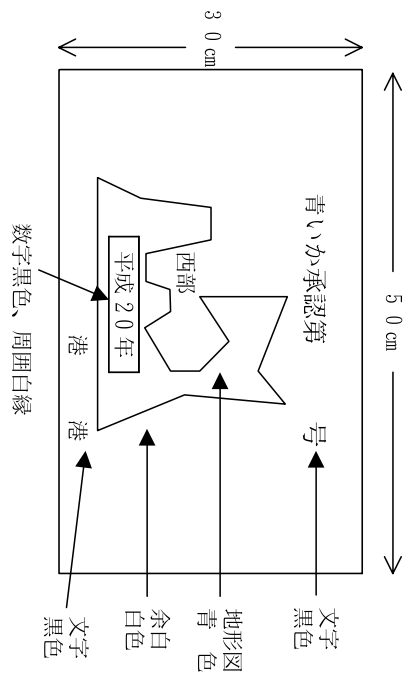
承認証を亡失し、又はき損したときは、第七号様式により、速やかに承認証再交
付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を
準用する。

第3号様式

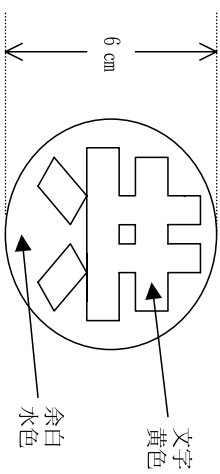
いかつり漁業操業承認証		
住 所 氏名又は名称		
承認番号	青西海調認いかつり第 号	
操業区域	青森県西部海区管内沖合海域	
操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
根拠地港	主 港 従 港	
船 名	船名	
	漁船登録番号	—
	総トン数	トン
制限又は条件	推進機関の種類及び馬力数	馬力
	・めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。	
平成 年 月 日		
青森県西部海区漁業調整委員長 印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式

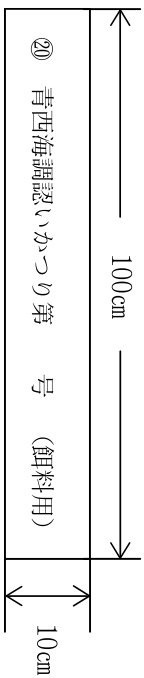


(第4号様式の付帯マーク)



注 東部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「東部」の右に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第6号様式

いかつり漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

㊦

いかつり漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第7号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

㊦

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百十条第四項の規定において準用する同法第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十年二月十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 沼 邊 武 志

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成二十年二月二十八日 午前十一時〇〇分	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二四六の三 西北地域農林水産部 地方漁港漁場整備事務所会議室	一 区画漁業 公示番号内区第一号（西津軽郡深浦町大字松神地内（王池、越口ノ池、中ノ池））、同内区第二号（西津軽郡深浦町大字松神地内（鶏頭場ノ池、青池））、同内区第三号（西津軽郡深浦町大字松神地内（日暮ノ池））、同内区第四号（西津軽郡深浦町大字松神地内（沸壺ノ池））

二 公述者の範囲

- 1 漁業権者
 - 2 入漁権者
 - 3 漁業権漁業の経営者
 - 4 漁業協同組合関係者
 - 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等
- 免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。
- 1 深浦町役場

- 2 西北地域農林水産部鰺ヶ沢水産事務所
- 3 青森県海区漁業調整委員会事務局

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭